

平成 26 年第 2 回定例会 防災警察常任委員会

平成 26 年 6 月 27 日

渡辺（ひ）委員

まずはじめに、神奈川県災害時広域受援計画についてお伺いします。

我が会派も、東日本大震災後に、現地を視察させていただき、様々なことを学ぶことができました。それを踏まえて、今までの行政の防災計画を見ると、大規模災害が起きたときに、速やかに対応できる体制が本当にできるのかということ、非常に疑問を感じるわけです。

特に、人命を救助する上で一番重要な 72 時間までに、必要な体制が組めるのかということが非常に心配であり、他県からの支援を速やかに受け入れて、県民を救うという体制も整備をしておかなければいけないということで、本会議でも、我が会派が質問をさせていただきました。それを受けて、県も受援計画をつくっていたという背景があると思います。

その中で、ヘリコプターの受援体制について何点か質問させていただきたいのですが、東日本大震災時には、ヘリコプターが人命救助に活躍したと思うのですが、どのような活動を行ったのか教えてください。

応急対策担当課長

東日本大震災では、発生直後より、自衛隊のヘリ、消防防災ヘリ、警察ヘリなどが被災地に派遣され、情報収集、救急救助、人員搬送、物資輸送等の活動などを行いました。

本県関係のヘリでは、横浜消防ヘリが 2 機ずつ 5 回、延べ 20 日にわたり岩手県に派遣されました。これは当日の 3 月 11 日から続いております。また、川崎消防ヘリにつきましては、4 月 2 日から 1 機 7 回、延べ 30 日にわたり、福島県に派遣されました。

そして、神奈川県警のヘリにつきましては、3 月 12 日から 1 機 3 回、延べ 18 日にわたり、福島県の方に派遣されました。

渡辺（ひ）委員

様々なヘリがあるわけですが、この出動の仕組みについて教えてください。

応急対策担当課長

応援のヘリの出動の仕組みについて、まず自衛隊のヘリでございますが、自衛隊法と災害対策基本法に基づきまして、都道府県知事から防衛大臣への要請によって派遣されます。

警察のヘリにつきましては、警察法に基づき、県の公安委員会から警察庁又は他の都道府県警察に、援助の要求という形で要請がなされ、それに基づき派遣されます。

消防のヘリにつきましては、消防組織法に基づき、都道府県知事から消防庁長官への要請によって派遣されることになっております。

渡辺（ひ）委員

神奈川県の場合、例えば震度7程度の大規模地震が発生した場合に、計画上、各機関から、どれくらいのヘリコプターが応援に来ることになっているのか教えてください。

応急対策担当課長

消防ヘリにつきましては、消防庁で定める計画に基づきまして、近隣の県の消防ヘリ計7機が、発災後速やかに出動されることになっております。

任務といたしましては、情報収集が2機、救出、救助が5機となっております。自衛隊と警察につきましては、あらかじめ何機来るといような機数は定めておらず、県の本部で調整を行った上で、運用されることになっております。

渡辺（ひ）委員

ヘリコプターの出動体制の仕組みについては、縦割りであると思うのですが、指揮系統は実際にどうなっているのでしょうか。

応急対策担当課長

原則として、ヘリコプターの航空管制、指揮系統も、それぞれの機関で行うことになっておりますが、東日本大震災では、実際の上空における管制は、自衛隊の方で行ったと聞いております。なお、本県が被災した場合には、災害対策本部の統制部において、航空調整チームを編成いたしまして、ここに各機関の航空関係の連絡員を置き、それぞれのヘリコプターの用途や飛行可能な機体の確認などを行いながら、情報収集、消火、救出、救助等のため、合同で航空機の運用調整を実施することになります。

渡辺（ひ）委員

各機関のヘリコプターの機能の違いについて教えてください。

応急対策担当課長

消防のヘリにつきましては、消火、救助、救急、情報収集、物資輸送を行います。警察ヘリにつきましては、救助、情報収集、物資搬送、自衛隊ヘリにつきましては、消火、救急、救助、情報収集、物資搬送、海上保安庁のヘリにつきましては、救助、救急、情報収集、物資搬送、ドクターヘリにつきましては、救命と救急でございます。

渡辺（ひ）委員

ヘリによる食料や燃料の補給体制については、どのような体制になっているのでしょうか。

応急対策担当課長

燃料や食料等につきましては、原則、各機関のヘリが離発着する基地において、それぞれ調達するということになっておりますが、本県におきましては、横浜ヘリポートにその機能がございますので、ここで調達することが基本となります。

また、臨時離着陸場などにおきまして、補給に関する要請があった場合には、県の災害対策本部として調整を行います。

渡辺（ひ）委員

神奈川県が被災したときは、恐らく横浜付近が、一番被災の確率が高くなると思うのですが、補給調達の機能を持ったヘリポートが県下にはないということで、その場合には、どのように補給が行われるのでしょうか。

応急対策担当課長

横浜ヘリポートは海に面しておりまして、津波災害に対しましては、被災するおそれはあると思います。そうした場合は、他に調達機能を持ったヘリポートが県内にはございませんので、近隣県のヘリポート基地から補給していただくということになると思います。

渡辺（ひ）委員

神奈川県の中で、応援ヘリが有効に活動できる時間を担保できる体制づくりが非常に重要だと思っておりますので、それを踏まえた上で質問させていただきます。

消防庁がJAXAと開発を進めています、災害救援航空機情報共有ネットワークシステム、通称D-NETを活用して、大規模災害時に多数のヘリコプターが活動する際の安全運行や効率運行ができるシステム、消防防災ヘリコプター動態管理システムというものを、今年の4月から運用開始したと聞いているのですが、その概要について教えてください。

消防課長

総務省消防庁の集中型の動態管理システムでございますが、これにつきましては、全国に消防防災ヘリコプターが全部で76機ございまして、そのうちの41機に搭載されております。

中身といたしましては、41機の活動位置をリアルタイムで把握できることに加えまして、D-NETに対応したシステムを搭載いたしますと、災害発生エリアと災害対策本部との調整の内容を把握することができる仕組みとなっております。例えば、救急隊との連携ですとか、病院の収容がどうなっているのか、物資搬送については、どこにどういったもの置けばいいのかを、D-NETを使うことにより、より詳細に把握できる仕組みとなっております。

また、集中型の動態管理システムの機能といたしましては、ヘリコプターの位置の確認ができるとか、地上から40数機のヘリの機体を選択してメッセージを送信できるとか、ある特定の機体にここに行きなさいということや、目的地やルートを示して案内できるといった機能がございます。そして、ヘリコプターは、年間の半分以上は、整備等で使えない期間がございますので、そういった期間がシステムで分かるようになっております。

渡辺（ひ）委員

こういうシステムは、神奈川県内の自治体は取り入れているのでしょうか。

消防課長

神奈川県内の消防の対応でございますが、横浜市、川崎市で、それぞれ2機ずつ保有しておりまして、D-NETに対応している機体は、川崎市の1機のみでござ

ございます。また、横浜市の1機につきましては、動態管理システムのみを搭載でございます。

渡辺（ひ）委員

私は、人命を救助する上で一番重要な72時間までに、ヘリが有効に活用できる体制整備を具体的に進めるべきであると思います。そういう意味では、このシステムの導入の促進をしたり、消防ヘリ中心の導入だけでなく、ドクターヘリにも導入する必要があると思います。

神奈川県の中では、川崎市が1機導入しているだけであるということですが、県内の自治体の問題だけではなくて、山静神であるとか、九都県市の中で、こういうシステムが一元的に採用されているかどうかということが重要になってくると思うのです。速やかな人命救助のための効率の良いシステムを搭載した様々なヘリの体制整備を、是非お願いしたいと思います。

そこでお聞きしたいのですが、神奈川県のカドクターヘリについては、このシステムを導入していますか。

消防課長

本県のカドクターヘリは、東海大学で1機運用しているのですが、D-NETにつきましては、対応していないと聞いております。

渡辺（ひ）委員

このシステムによる速やかな受援体制、救急救命に当たる体制整備を確立するために、検討を進めるべきであると思うのですが、どのように考えていますか。

消防課長

このシステムにつきましては、消防庁におきましても、導入を進めていくという方針でございます。本県におきましても、効果的な受援時の航空機の運用体制について、それぞれの機関と連携しながら研究してまいりたいと考えております。

渡辺（ひ）委員

まずは、神奈川県内の自治体と連携をして消防ヘリに導入し、その上でドクターヘリとの連携ができるような体制づくりを是非お願いしたいと思います。また、山静神や九都県市、あるいは関西広域連合といった協定を結んでいるところとも協議をしていただき、整備を着々と進めていただきたいと思います。

続いて、被災者生活再建支援制度について質問させていただきます。

この制度自体は国の制度なのですが、これを補完するような制度を持っている都道府県が、全国に幾つかあります。神奈川県のカ近隣では、埼玉県が、県下の市町村と協働して、この制度を運用していると聞いております。そこで、まず被災者生活再建支援制度の概要について教えてください。

災害対策課長

被災者生活再建支援制度でございますが、一定以上の自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた方に対しまして、都道府県が相互扶助の観点から、拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することで、生活の再建を支援する制度でございます。

支援金は、住宅の被害程度によって支給される基礎支援金と、住宅の再建方法によって支給される加算支援金からなり、この基礎支援金と加算支援金を合計して、最高 300 万円まで支給されます。なお、支援金の使途には制限を設けられておりません。

渡辺（ひ）委員

この制度はどのような場合に適用されるのか、また、神奈川県内でこれまでどのような適用事例があるのか教えてください。

災害対策課長

制度が適用される災害でございますが、災害救助法の施行令に該当する被害が発生した市町村、あるいは 10 世帯以上の住宅の全壊被害が発生した市町村、100 世帯以上の住宅の全壊被害が発生した都道府県などに適用されます。

制度の対象となる被災世帯につきましては、住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が半壊した世帯、住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯などに適用することとなっております。

本県におきましては、この制度が始まった平成 11 年度から現在に至るまで、適用した事例はございません。

渡辺（ひ）委員

この制度において、県はどのような役割となっているのか教えてください。

災害対策課長

県の役割でございますが、被災者生活再建支援法人である(公財)都道府県会館が管理します、被災者生活再建支援基金に拠出金を拠出しております。また、国、支援法人、適用市町村に、法の適用を報告し、法適用の公示を行います。そして、市町村を経由して送付されます被災者世帯からの支援金支給申請を、支援法人宛てに送付するという役割になっております。

渡辺（ひ）委員

先ほど、法施行から適用されたケースが神奈川県にはないという答弁でしたが、実際にそういう被害が起きてないということなのか、法が適用できる要件を満たしていないということなのか教えてください。また、被害を受けたという事実は、1 世帯であろうと変わらないのだから、10 世帯以上の住宅の全壊被害といった要件等を満たさなければ適用しないというこの制度の問題点について、国に対して何か改善の要望をしたことがあるのか併せて教えてください。

災害対策課長

まず、適用がなかったという部分でございますが、先ほど申し上げました法の基準によりまして、これまで神奈川県では適用されなかったということでございます。

また、平成 25 年 9 月に埼玉県等で発生した竜巻被害の事例では、ある市町村では適用基準を満たしているが、隣の市町村では適用基準を満たしていないので適用されなかったということがございました。そのため、こういった同一災害により被害を受けた世帯に対しましても、制度を適用して救済できるように、全国知

事会や関東地方知事会などを通じまして、国に対して要望しております。

渡辺（ひ）委員

埼玉県では、法の適用ができなかったため、県独自の仕組みをつくったと聞いておりますが、どのような制度としたのか教えてください。

災害対策課長

埼玉県の制度は、昨年の9月に発生した竜巻災害で、被災者生活再建支援法では救済されない地域があったということで、不均衡が生じたために創設されたと聞いております。

その内容でございますが、被災者生活再建支援法を補完するもので、支援法が適用されない全壊世帯に対しまして、法と同様の支援金を支給するものです。したがって最高300万円まで支給されるものと聞いております。

その財源でございますが、県の一般会計予算で対応しまして、最終的には、支払額の3分の1を負担金で市町村が負担し、残りの3分の2は県が負担すると聞いております。また、被災市町村への人的支援として、被災証明の発行ですとか、必要な住宅の被害認定職員などの相互派遣を行うということも聞いております。

渡辺（ひ）委員

県下でも、様々な自然災害による被害が出ていますが、今までの法の枠の中では、個人の被害をフォローできていませんでした。これに対して、埼玉県は、市町村間の不公平がないように、新しい制度をつくったのですが、こういうことは神奈川県でも必要だと思うのですけれども、どのように考えていますか。

災害対策課長

既存の被災者生活再建支援制度を補完するような制度につきましても、様々な考え方があると思いますので、今後研究してまいりたいと考えております。全国的な対応が必要な課題でもございますので、引き続き国に対しましては、制度の拡充について、要望をしてまいります。

確かに、災害に対しての被害につきましても、1世帯ずつ考えれば、同じ被害であると思いますので、埼玉県の制度を含めまして、しっかりと検討、研究をしてまいります。

渡辺（ひ）委員

新聞報道によると、同じような住宅再建の県独自の制度、支援制度を持っている県は、全国で13県あるということです。そういう意味では、国を最終的には動かすということが大事なかもしれませんが、県独自の制度を持っている県もあるわけですから、そういった対応を研究する、検討する必要があると思います。

そして、制度の対象となる被災世帯の要件として、法の基準では、大規模半壊という、住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯というものがあるのですが、県によっては、単なる半壊や床上の浸水ということまで、県単独でフォローするというところもあります。そういった事例を踏まえて、しっかりと研究して、前向きに検討していただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。